

鹿児島市立科学館専用アプリケーション作成業務委託仕様書

1 概要

令和8年3月に展示リニューアルオープンを予定している鹿児島市立科学館において、デジタル技術を活用した展示手法として、タブレットやスマートフォンで利用できる鹿児島市立科学館専用アプリケーションを開発し、市立小中学校等に配布されているタブレットに一斉配信するなどして、学校における科学館活用の一層の促進を図る。

また、低年齢層に比べて中高生の利用が少ないという課題もあることから、科学館内の展示アイテム等と連動させることに加え、更新性や拡張性などのアプリの強みを活かし、幅広い年齢層に応じた体験や情報を提供することで、学習意欲及び館の魅力向上を図り、繰り返し利用したくなる科学館の実現を目指す。

なお、本業務は国の「新しい地方経済・生活環境創生」の一環として実施するものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

3 業務内容

本業務においては、上記目的を達成し市民サービスの向上を図るために、各展示物の解説機能などの構築を行うものとする。なお、構築する内容については、市および展示物改修工事業者（企業展示含む）と密に連携を取ることとし、サービスの提供は、Google Chrome、Microsoft Edge及びSafariに対応したWebブラウザアプリケーションにより導入実装するものとする。

4 利用環境

- (1) 科学館来館者が使用するスマートフォンやタブレット等のデバイスにおけるWebブラウザアプリケーションによる、クラウド上のサービスを提供できること。
- (2) 来館時のみでなく、館外のインターネット環境からも利用可能であること。
- (3) 利用環境（端末のOS及びブラウザ等）

以下の使用の端末環境で問題なく動作すること。ただし、端末については来館者または科学館が所有するものを用いることとする。

① 利用者用端末

ア OS：Android OS 14、iOS 16、Windows 11、Chrome OS 135

イ ブラウザ：これらのOSにおいて、Google Chrome、Microsoft Edge及びSafariにて利用可能であること。

② 管理者用PC端末（科学館）

ア OS：Windows 11

イ CPU：インテルCore i5
ウ メモリ：8GB
エ ブラウザ：Microsoft Edge

5 アプリケーションの仕様

(1) システム仕様

- ① Webブラウザアプリケーション上でのサービスであること。
- ② 利用中のデータ通信はSSL/TLS等で暗号化され、第三者による盗み見等が防止されること。
- ③ 専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、Microsoft Edge、Safari、Chrome等の標準的なブラウザで利用可能であること。
- ④ OSの機能アップデートが実施された場合は、本市および受託者間で協議を行い、修正内容に応じて追加費用の有無及びその金額について合意の上で決定するものとする。アプリ内の解説及びその他機能のテキストや画像の変更修正は追加費用なく簡単に変更できるものとする。また、その際にユーザー側の操作なく反映されること。
- ⑤ 令和8年度以降にリニューアル予定の2・3階部分についても、4階と同様にアプリケーションに組み込むことを前提とした構成やサーバー容量など、拡張性のある仕様とすること。

(2) 利用者画面における基本仕様

- ① ユーザー認証（新規登録またはログイン）
シングルサインオン（SSO）認証：Google、Microsoft、Apple IDと連携
メールアドレス認証：任意のメールアドレスを入力し、自動送信メールにてパスワード設定を行う。
※登録・ログイン不要の「ゲストログイン機能」も取り入れることとする。
- ② 利用規約等への同意
アプリケーションの利用開始時に、利用規約またはそれに類するものを表示させ、利用者の同意を求めること。
- ③ アプリケーションへのアクセス
館内設置の案内パネルにてQRコードを読み取る。館外からのアクセスについては、科学館ホームページ等にURLやQRコードを表示させ、そこから遷移できるようにすること。
- ④ エリアマップ機能
エリアマップを見ながら館内展示物を巡れるような仕様にする。
- ⑤ 展示物詳細画面へのアクセス
館内4階の展示物の詳細画面へアクセスし、解説等を閲覧できる機能を有すること。また、同館4階部分以外のリニューアルの際は、同様の手法で実装可能であること。

⑥ 各展示物の解説機能

実験ショーや誰でも工房、コミュニケーションライブラリーのスペースを除いた約30点分の展示物に対する解説機能（テキストや画像、映像）を作成し、表示させること。ただし、展示物に付属するパネル等の解説内容に加え、年齢や理解力に応じた、より具体的な解説や関連事項等について作成すること。

⑦ サーバー

サービス事業者がプライバシーマークもしくは、ISO/IEC 27001およびISO/IEC 27017を取得しており、クラウド上での構築を含め、想定されるアクセス数から最適なサーバー選定と環境構築を行うこと。

⑧ ネットワーク

ユーザー：館内敷設回線のWi-Fiもしくはモバイルデータ通信（通信費はユーザー負担とする）を利用する。

管理者：館内敷設回線にてPCをインターネット接続する。

⑨ 連携ソフトウェア

アクセス数の取得、ダッシュボードでのアクセス数の確認を行う。ただし、ダッシュボードは本アプリケーション管理者画面とは別サイトとすること。

⑩ ユーザーアンケート

アンケートの配信や回答閲覧、集計の確認を行う。

⑪ ユーザーのマイページ画面等表示

ユーザーのマイページ画面等を表示させること。

⑫ ユニバーサルデザイン

誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインに十分に配慮すること。

⑬ 利用者向けマニュアルの作成

利用者向けのマニュアルを作成し、アプリケーション上で閲覧できるようにすること。

(3) 管理者画面における基本仕様

管理者画面には館内IPからのみ接続可能とし、ユーザー管理機能（アカウント停止措置等）の有無は任意とする。

① お知らせ

お知らせ記事の作成やアップロード、編集

② 科学館情報の編集

科学館情報（基本情報や開館スケジュール、料金等）の編集

③ 展示物概要の編集

展示物概要テキスト、画像の編集

④ 展示物解説の編集

解説ページのテキストや画像、動画ファイルの追加・編集

⑤ 展示物の非表示

展示物の非表示（故障等で体験できない展示物が発生した際に使用）

⑥ アンケート配信

アンケートの配信設定

⑦ ユーザーごとのマイページ画面等表示

ユーザーごとのマイページ画面等の表示可能とすること。

(4) 追加仕様について（自由提案）

(1) から (3) に示した仕様以外に、館内をめぐる楽しみや学習意欲の向上、幅広い年齢層のリピーター確保を図るため、例えば、クイズコンテンツ機能等の追加提案があれば提案に含めること。

6 運用・保守要件

科学館専用アプリケーションの運用・保守にあたって、次に掲げる機能を満たすこと。

なお、費用等については、別途契約を締結することとする。

(1) 適切なデータ運用・保守のため、定期的なメンテナンスやバックアップが実施できること。

(2) 定期的なメンテナンス期間を除き、アプリケーションを原則 24 時間 365 日稼働させること。

7 情報セキュリティ対策及び法令の遵守

本業務の履行にあたっては、本市の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、本業務の過程で知り得た情報等を本市の許可なく第三者に提供してはならない。

また、本市の行政情報に関する貸与資料等については、秘密保持に万全の管理を行うものとし、その取り扱いや情報漏えい等に関する対策を講じるとともに、本業務に関する関連法令等を厳守すること。

あわせて、国の示すスマートシティセキュリティガイドライン（第 3.0 版）を遵守すること。

8 技術者等の配置と努力義務

(1) 受託者は、本業務を適正に履行するにあたり、次に掲げる技術者等を配置しなければならない。また、配置する技術者等の氏名、保有する資格、経歴等を本市に対してあらかじめ書面で届け出ることとする。

① 統括責任者 1名

本業務及びアプリ開発に精通する者で、本業務を統括する者。

② 担当技術者 1名

本業務及びアプリ開発に精通する者で、本業務の履行に係る担当者。

(2) 受託者は、事前に本市と協議して承諾を得られた場合に限り、前項第 1 号から 2 号に掲げる者を変更することができることとする。

(3) 受託者は、事前に本市と協議して承諾を得られた場合に限り、前項第 1 号から 2 号に掲げる者以外の者を追加して配置することができることとする。

(4) 配置した技術者等につき、本業務履行中に本市が適正な業務遂行に携わる者として不相当であると判断した場合には、本市からの申し入れにより、受託者は配置した

技術者等を変更しなければならない。

- (5) 配置技術者等は、本業務が円滑に履行できるよう開発及び運用・保守に係る技術の向上に努めなければならない。

9 統括責任者の職務

統括責任者の職務は、次のとおりとする

- (1) 本市と受託者の意志の疎通を図ること。
- (2) 本業務が契約書、仕様書、企画提案書及び関係図書等に基づいて的確に履行されるように、技術者等の指導及び監督を行うこと。
- (3) 技術者等の研修を行い、技術の向上を行うこと。
- (4) 現場の巡視を適宜行うこと。
- (5) 通信障害等の異常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、応急の処置を講ずるとともに、本市に対し速やかに連絡及び報告を行うこと。

10 業務に関する報告

受託者は、本業務について業務履行の進捗及びその内容を記録・整理して、本市に報告しなければならない（報告媒体は書面又は電子とする）。なお、報告内容は次のとおりとする。

- (1) 月報（進捗報告書、打ち合わせ記録等）
- (2) 事故報告書
- (3) その他、本市が必要とする報告

11 研修体制の整備

アプリケーションの導入にあたっては、次のとおり科学館職員に対する研修等を実施すること。

- (1) 職員向けに科学館専用アプリケーションの操作習得のための研修を実施すること。
- (2) アプリケーション管理者向けの操作マニュアル等を整備すること。

12 成果物

本業務においては、次に掲げる成果物を納品するものとする。

- (1) 各種報告書（10 業務に関する報告に関するもの）
- (2) 業務マニュアル（操作説明書等）

13 納品先

鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課

14 契約不適合責任

本業務に係る権利の帰属、賠償責任、契約不適合責任等については、契約書によるものとする。ただし、検収後1年間は、契約不適合責任期間を設定する。

1 5 損害賠償

受託者は本業務にあたって、本市に損害を与えた場合には、故意又は有過失の場合に限り、本市に対し、その損害を賠償しなければならない。

1 6 協議

本仕様書に記載のない事項につき、疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議を行い、円滑に解決を図るものとする。

1 7 その他

本市が貸与又は用意するものを除き、必要なものについては受注者が用意すること。